

## 勝瀬・ふじみ野地区都市再生整備計画の事後評価について

## (1) 勝瀬・ふじみ野地区都市再生整備計画について

## 【都市再生整備計画事業とは】

- 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業です。
- 都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、計画に基づいた事業等の費用に充当する交付金を国が交付します。
- 具体的な流れとしては、①都市再生整備計画の作成、②交付金の交付、③事後評価 の 3つのプロセスとなります。

## 【事業概要】

- 勝瀬・ふじみ野地区（171.9ha）は、地域コミュニティの醸成や道路ネットワークの強化を目的に「都市再生整備計画事業」を実施しました。
- 計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度（5 年間）  
※道路事業は令和元年度に繰越
- 成果目標

	平成 26 年度 (計画策定時点)	平成 30 年度 (目標値)
町会や地域活動への参加状況	33.1%	35.0%
市道 5101 号線道路利用台数（1 日）	3,197 台	3,800 台

- 事業費総額（決算額）：14.51 億円、国庫交付金総額：5.48 億円

## ○実施事業

- ・市道第 5101 号線の整備
- ・ふじみ野駅東口駅前広場の整備
- ・ふじみ野駅東口バスシェルの整備
- ・南むさしの公園の整備
- ・ピアザ☆ふじみ（多目的公共施設）の整備
- ・児童館（ピアザ☆ふじみ内 ふじみ野児童館）の整備

※平成 26 年 12 月に第 1 回の計画変更（市道第 5101 号線の拡幅部分を基幹事業から関連事業に変更、南むさしの公園及びふじみ野駅東口バスシェルの事業費の変更）。平成 30 年 2 月に第 2 回の計画変更（整備済の事業について、事業費を実績額に修正）。

## (2) 事後評価制度について

- 都市再生整備計画で定めた目標の達成状況や、事業成果等を客観的に検証して今後のまちづくりのあり方を検討するとともに、事業の成果を住民にわかりやすく説明することを目的としています。
- 実施時期は、事業の最終年度または交付期間の翌年度となります。
- 評価結果については、国に報告するとともに市ホームページ等により公表します。

(3) 審議会当日の審議事項及び報告事項について

①方法書について（報告）

- ・国土交通省から示されている方法書の例に従って事後評価を実施した旨を報告します。

【該当箇所】方法書

②成果の評価

- ・都市再生整備計画に掲げた指標の目標達成度について、評価結果とその理由を説明しますので、それらについてご意見をいただきます。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 2-①

- ・「その他数値目標」の追加について、その指標を挙げた理由と評価結果を説明しますので、それらについてご意見をいただきます。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 2-②

③効果発現要因の整理

- ・指標ごとに効果発現要因を説明しますので、それらについてご意見をいただきます。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 4-①, 4-②, 4-③

④今後のまちづくり方策の作成

- ・今後のまちづくり方策について、達成されたことや残された課題を説明しますので、効果の持続や改善策の基本的な考え方についてご意見をいただきます。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 5-①, 5-②, 5-③

⑤フォローアップ

- ・市道第 5101 号線開通後に交通量調査を実施することと、継続して市民意識調査を実施することを説明しますので、それらについてご意見をいただきます。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 5-④

⑥事後評価原案の公表について（報告）

- ・事後評価原案の公表方法・公表期間・公表物等、事後評価原案の公表に関して実施した事実関係を報告します。

【該当箇所】事後評価シート 添付様式 7

⑦事後評価の手続き及び今後のまちづくり方策全体の妥当性について

- ・議事の最後に、事後評価の手続き及び今後のまちづくり方策の妥当性について、確認をさせていただきます。